

昭和八年

(月報番号三三三)

No.

小作争議調査表

要 求 事 項	原 因	地主 關係 團體	關係人員	場 所	發 生 終 熄	結 果	
						過	結
土地返還要求	地主は小作人に対し耕作地は自分自作するとし其の返還方を要求せり 小作人は反爲り雜作料二百五十円を要求して福島裁判所久留木支部に備付を申請す	ナシ	地主 坂井寅次郎 小作人 京口一太郎 外一名	三井郡 義尊寺村 大字 埴田	昭和八年三月廿七日	全農福岡縣聯合會 埴田支部	

(昭和 年 月 分)

財團 協調會 福岡出張所

備 考
二月九日組織部長に現場を 往つて状況を調査し し拒絶せり。 地主は耕作地は自己及び十月位 の雜作料は付す其以て地主 と争つ所長一位を町長に農民 組合の交渉は一切之を一蹴す の意向を存す。